

議案第 29 号

石岡市基金条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市基金条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 21 日 提 出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

産科医療施設の開設支援に係る施策を行う費用に充てるための石岡市産科医療施設開設支援基金を設置するため。

石岡市基金条例の一部を改正する条例

石岡市基金条例（平成17年石岡市条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表積立基金石岡市営墓地整備等基金の項の前に次のように加える。

石岡市産科医療施設開設支援基金	産科医療施設の開設支援に係る施策を行う費用に充てるため、市長が必要と認めた金額を積み立てる。	市が実施する産科医療施設開設支援に係る施策に要する費用に充てる時。
-----------------	--	-----------------------------------

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。